令和４年５月２４日

地区中学校体育連盟会長　様
県　内　各中学校長　様

長野県中学校体育連盟
会　長　　齋 藤　　毅　（公印省略）

令和４年度 長野県中学校総合体育大会の開催（可否判断）について

時下、益々ご清栄のことと存じます。日頃より当連盟の諸事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の長野県中学校総合体育大会（以下県中総体）の開催について、関係各機関と相談のうえ検討し、下記のようにします。

つきましては、各地区中学校体育連盟、各郡市中学校体育連盟、県内各中学校では、職員・生徒・保護者等関係者に周知・徹底をお願いします。

なお、この通知は５月２４日現在のものであり、今後の県内の感染拡大状況の変化や、国や県から新たなガイドライン等が示された際には、関係各機関と相談した上で内容の修正を行う場合もあります。修正が生じた場合には改めて通知いたしますので、再度関係者への周知・徹底をお願いします。

記

１　令和４年度の県中総体について

令和４年度県中総体は、可能な限り感染症対策を講じた上で、予定している会期で実施する。
実施に際しては、以下に示す事項を遵守して、安心・安全な大会運営をお願いする。

（１）原則として地区予選会が開催され、参加校が決定していること。

（２）参加する生徒、職員（顧問）は、別紙「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」及び「インフルエンザ等への対応について（通知）」に従い対応すること。
その際、同通知の文末にも示したとおり、各競技の出場校の校長は、自校が所在する圏域の感染拡大状況等を踏まえ、当該市町村教育委員会と協議し、参加の可否について共通理解を図ること。

（３）各競技では、特性に応じたガイドラインが中央競技団体等から示されている場合は、それに従い対応すること。

（４）日本中学校体育連盟、長野県教育委員会発出の各種ガイドライン等々を参考にしたりして対応すること。

【 参考とするガイドライン等 】

①　「全国中学校体育大会実施上の COVID－19 感染拡大防止ガイドライン第５版」
（令和４年４月１日(公財)日本中学校体育連盟）

②「オミクロン株の特性を踏まえた学校における感染防止対策の手引き」［令和４年３月版］
（長野県教育委員会）

２　県中総体を実施する上で配慮すること

（１）大会参加は生徒と保護者の意向を尊重し、参加の強制にならないよう十分配慮すること。

（２）原則として無観客開催とするが、感染拡大状況、会場の設営状況、選手と観客が直接接触しないような措置等、運営に支障がないと判断する場合には、入場人数を制限するなどして有観客にて開催することも可とする。

（３）会場に入るすべての選手と顧問、指導者は、大会２週間前から検温と体調管理を行うこと。

① 事前に健康チェックカードを配付するなどし、大会当日に持参すること。

・顧問は選手および指導者の健康チェックカードの回収時に、必ず個別に健康観察を実施すること。大会が２日間に渡る場合は、２日間とも同様とすること。

② 競技役員や観戦が認められた場合の保護者等は、大会当日所定の健康チェックカードにより体温及び健康状態を確認すること。

＊健康チェックカードが提出されない者、体温や健康状態が不良な者は入場できない。

（４）会場入口や試合間、試合中もこまめに手指消毒を行うこと。

＊消毒液については、出場校は独自に準備することはもちろんだが、県中体連、地区中体連が準備した消毒用物品も併用すること。

（５）休憩時など試合を行っていないとき、またベンチの選手（ウオーミングアップ中の選手は適宜）もマスクを着用すること。

（６）選手同士、本部席、競技役員席等の密集を避ける。前後左右それぞれ２m以上（マスク着用時は最低でも１m以上、会話なし）の間隔を空け、大きな声での会話や応援等は控えること。

（７）原則として開・閉会式は実施しない。実施する場合は短時間で密集しないよう工夫すること。

（８）室内競技においては常時換気を行う。ただし、競技の特性上難しい場合は、３０分毎を目安に一斉換気すること。

（９）握手、ハイタッチ等を行わないこと。

(10) 大会終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症（各種検査にて陽性と判定された場合を含む）した場合は、速やかに関係機関への報告を行うこと。その際、県中体連事務局にも連絡すること。

(11) その他

① 可能な限り試合や生徒役員の仕事が終わった選手（チーム）から帰宅する等の配慮を行うこと。

② 応援部員や観戦している保護者等の声援を制限（禁止）したり注意喚起したりすること。また、試合会場（コート内）や保護者の観戦は、試合校のみの入場とするなど最小限とすること。

③ 試合間やタイムアウト時には、ボールなど多くの選手が触れる物を消毒すること。

④ 会場入口や通路、使用するトイレを分ける等、他者との接触をできるだけ減らす工夫をすること。また、共用場所のドアノブ等の消毒も随時行うこと。

⑤ 昼食・補食をとる場合には、三密が回避された場所で、食前食後の手洗い・うがい・手指消毒の実施、対面飲食を避ける、飲食中の会話を控える、飲食後の歓談時のマスクの着用等を徹底すること。また、ゴミ（特に鼻水・唾液等がついたもの）は、ビニール袋に入れて密閉し各自持ち帰ること。

⑥ 更衣室では、選手が密集しないように黙って、すばやく更衣を行うとともに、換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開けたりする等、換気に配慮する。スペースが狭い場合には、時間差をつけて使用するなど工夫する。

⑦ 大会終了後、１週間程度は慎重に体調管理を行うこと。

３　理事会で実施可否を検討する場合

以下の状況が生じた場合、県中体連理事会において大会の中止も視野に入れた検討に入ることもありますので、ご承知おきください。

（１）緊急事態宣言が発令される等、感染拡大状況の悪化に伴い、国や県からガイドラインの見直し等が示された場合。

（２）その他、主催者の検討が必要と判断される事項が生じた場合。

なお、地区大会（地区予選会）が４地区ともできず、代表校が決定できない場合は中止とします。

また、地区大会（地区予選会）ができず、代表校が決定できない地区が生じた場合には、県中体連理事会において県総体の組み合わせや会場地の変更の有無について検討します。

４　その他

・各地区予選会におきましても、本通知を参考として安心・安全な大会運営をしていただきますようお願いいたします。

【参　考】

大会開催可否判断について〔日本中体連〕　（令和３年５月１４日 理事会決定）

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、以下の状況となった場合、臨時に理事会を開催し、大会開催可否について検討する（開催３週間前迄)。その結果、必要に応じて開催全国競技団体・開催都道府県教育委員会・開催都道府県実行委員会で協議する。

- 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合
- 競技会開催地である自治体（都道府県）独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- 開催都道府県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合
- 都道府県予選会の開催が困難な場合（当該大会の予選会の 2/3 程度が実施に影響を生じたとき）
- 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合